

◆ 博物館学芸員資格制度について

1、博物館学芸員とは？

博物館において、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的事項をつかさどる(博物館法第4条4項)」専門的職員のことをいいます。ここでいう博物館とはいわゆる博物館の他に、美術館、資料館、動物園、植物園、水族館などが含まれます。このような施設の運営においては、高い専門的技能をもつ学芸員の存在が不可欠であり、その設置が博物館法により義務付けられています。当講座では、主に日本美術を中心として、博物館、美術館、資料館の学芸員に必要な知識を修得するための授業を展開しています。

2、博物館学芸員となる資格を有するためには？

博物館法第5条に以下のように規定されています。
次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

1. 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
2. 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの
3. 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められた者

博物館学芸員の資格は、「学士の称号を有し（一般的には4年制の大学を卒業し）」大学において、文部科学省令に定める科目の単位を修得したものに与えられます。当講座では、大学の夏季休業期間中に学芸員資格に必要な文部科学省令に定める科目19単位を開講しています。よって学士の学位を有している方は、当講座を受講し、すべての単位を修得した時点で、学芸員となる資格を有するものとして扱われます。なおここでいう学士の学位とは日本国内の学士号をさし、海外で取得した学士号は想定していません。

3、学士の学位を有していない場合について

当講座は、生涯学習の一環として広く一般社会人に開放している趣旨から、受講資格を学士の学位を有しているものに限定はしていません。よって最終学歴が高校卒業の方や短大卒業の方でも受講していただいています。ただしこの場合（博物館法第5条2・3項に該当する場合は除く）、当講座の修了と同時に学芸員となる資格を有するものとしては扱われないこととなります。ただし短大卒の方は、学芸員補の資格を有します。

このような方が学芸員となる資格を有するものとして扱われるためには、学芸員補としての3年以上の実務経験（博物館法第5条2項）、または試験認定等（同3項）の要件を満たす必要があります。これらは文部科学省が審査および実施しておりますので、詳細は以下までお問い合わせください。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

03-5253-4111（代表）

URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/main14_a1.htm

なお、専修学校の専修課程を修了された方、外国の短期大学や大学を卒業された方等も同様で、文部科学省が実施する試験認定の要件を満たす必要があります。

4、博物館学芸員として働くには？

国や県の博物館に学芸員として勤務するには、学芸員の資格を有し、それぞれの博物館や県が行う学芸員採用試験を受ける必要があります。市町村の場合は、一般の公務員試験を受け、その後配属されることが多いようです。

昨今、学芸員としての就職は大変厳しいと言われていています。もともと求人が少ない上、求人があった場合でも、高度な専門的知識（修士、博士課程レベル）を有するものに限定したり、その博物館が必要とする人材として特殊な条件を提示することが多いためです。

5、関連法規（参考）（博物館法第2～4条抜粋）

博物館とは

「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究することを目的とする機関をいう。

博物館は、この目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

1. 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
 2. 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
 3. 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
 4. 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 5. 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
 6. 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 7. 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 8. 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
 9. 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 10. 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
 11. 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

博物館の構成員

1. 博物館に、館長を置く。
2. 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
3. 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
4. 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
5. 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
6. 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。